

令和5年度宮城県保険薬局に対する原油価格・物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的として、宮城県保険薬局に対する原油価格・物価高騰対策事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 補助金の交付対象は、別表に掲げる保険薬局とする。

(交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額及び交付に係る要件等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付申請は、原則として薬局開設者が県内の交付対象である全ての薬局をとりまとめて、1回に限り行うものとする。

3 規則第3条の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 申請薬局一覧（第2号様式）

(2) 補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

4 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

5 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(3) 県は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、第4の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取り消し)

第8 知事は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第11 この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

別表

<p>1 交付対象</p>	<p>申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局とする。</p>
<p>2 交付額等</p>	<p>令和5年4月1日から令和5年9月30日までの6か月間、事業を継続する場合（申請日以降については継続が見込まれる場合とする。）の交付額は、5万円とする。</p> <p>ただし、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間の事業継続期間が6月に満たない場合の交付額は、上記にかかわらず、次の（1）及び（2）を合算して得られた金額と5万円とを比較して、低い方の金額を交付するものとする。</p> <p>（1）月の初めから終わりまで事業を行った月×1万円</p> <p>（2）月の途中で事業の開始又は廃止あるいは休止がある場合は、その月の事業を行う日数（開始又は廃止あるいは休止した日を含める。）を30で除した数値に1万を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>